

～集落に隣接した山崩れの心配がある森林を手入れします～

和歌山県森林機能回復緊急間伐事業

本年度より県営事業として、間伐、危険木の伐採、防災樹種の植栽を行い、山地災害等に強い森林をつくる事業がスタートしました。対象となるのは、山地災害危険地区等に指定されている森林で、100m以内の間隔で点在する3戸以上の民家に隣接していることが要件になります。

基本的にはスギやヒノキの人工林が対象で、雑木等の天然林は対象外となります。しかしながら、民家に隣接した背後の天然林であれば対象となる場合があります。

本事業は県営事業となりますので、所有者等の方への負担金の請求は原則ありません。また、事業実施には、地元住民と森林所有者、広川町との3者での合意形成が必要で、事業実施後の森林では、数十年にわたる伐採の制限があります。

他にも採択に必要な条件が複数ありますので、事業の申請方法や事業実施の対象となる森林であるかどうか事業の詳細を確認されたい方は、下記の電話番号までお問い合わせ頂くか、下記の窓口までお越しのうえ、ご相談ください。

▶詳しくは、有田振興局林務課（☎64-1263）又は
広川町役場 産業建設課 産業班（☎23-7764）まで

耕作していない農地の保全管理をお願いします

近年、雑草や雑木が繁茂している耕作放棄地が増加傾向にあります。このような農地は、病虫害や火災の発生原因となる恐れがあります。また、有害鳥獣のすみかや不法投棄の場所となることが多く、周辺農地の所有者や近隣住民に迷惑がかかる恐れがあります。さらには治安面でも問題があるため、上記のような農地をお持ちの方は、耕作をされない場合であっても、草刈や耕うん等の適切な保全管理を行っていただきますようお願いいたします。



▶詳しくは、広川町農業委員会（☎23-7764）まで

津木出張所のご案内

津 木出張所では、役場の出張所として窓口業務を行っております。

津木地区にお住まいの方は是非ご利用ください。

■出張所の主な取扱事務
戸籍、住民票、印鑑証明書、その他証明書交付等
その他手続きにつきましては、住民環境班までお尋ねください。
※交付に時間がかかることがあります。あらかじめご了承ください。
※津木出張所では、戸籍届出及び戸籍の郵送申請は取り扱っておりません。

■開庁日
月・水・金（祝日の場合は、翌日が開庁日。土日祝日は閉庁となります。）
※右記以外に諸事情等により閉庁となる場合があります。

■時間
8時30分～17時15分

広川町役場 津木出張所
広川町大字下津木764番地6
(☎67-2001)

▼詳しくは、住民生活課 住民環境班（☎23-7714）まで

幼児教育・保育無償化について

10月号広報にてお知らせしているところですが、下記のとおり副食費の減免対象を拡充しますのでお知らせします。

副食費（おかず代）について（3～5歳児対象）

■減免対象

変更前：年収360万円未満相当世帯と第2子以降児童



変更後：全ての児童（ただし、上限額 4,500円/月まで）
（第1子についても、町独自で減免します。）

※ 利用施設によっては、一度施設に副食費を支払っていただき、後日町より副食費相当額を払い戻す【償還払い】方式にて対応する場合があります。



▶詳しくは、住民生活課 保健福祉班（☎23-7724）まで

認知症の方と その家族がつどう会

～同じ立場の方同士で交流しませんか～

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して安全に生活を継続していくためには、家族や周囲の方による見守りや介護は不可欠です。

しかし、介護の負担が重くなり、家族自身が日々の介護の悩みや将来の不安から介護生活が行き詰まってしまうこともあります。

85歳以上の方の4人に1人が認知症と言われるなか、同じ立場や気持ちで介護を続けている仲間がいます。同じ立場の方同士集まり、ざっくばらんに日々の思いについて



話し合い思いを共感することでお互いの心を軽くしませんか。

認知症の方も一緒にお越しいただくことも可能です。専門職の見守りを受けて認知症の方同士交流し気分転換する場としてご利用ください。介護の工夫や医療等についての情報収集の場としても活用しましょう。

■日時

12月4日（水）

午後1時30分～午後3時

■場所

広川町保健福祉センター（役場となり）2階ボランティア室

※認知症の方が一緒に参加される場合は事前にご連絡をお願いします。

※今年度からは、認知症の人と家族の会和歌山県支部から医療介護の専門職の方々にお越しいただき一緒に交流しています。

▼詳しくは、地域包括支援センター（☎23-7724）まで



住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度について

この制度は、住民票又は戸籍謄本などを第三者（本人等の代理人及び本人等以外の者）に交付したとき、交付したことの通知が欲しいと事前に登録していた人に対して、その事実を通知するものです。

- 本人等とは：
- ・住民票関係／本人又は本人と同一の世帯に属する者。
 - ・戸籍関係／本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属。

住民票の写しなどの交付事実を通知することにより、その請求が不正であった場合の早期発見、個人情報等の不正使用防止や事実関係の早期究明が可能になります。また、制度の導入により、不正請求が発覚する可能性が高まることから、不正請求を抑止する効果が期待されます。

- 事前登録ができる方
- ①本町の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている人（住民基本台帳又は戸籍の附票から除かれた人を含む。）
 - ②本町が作成した戸籍に記録されている人（戸籍簿本等の資格を証明する書類及び登録する方と法定代理人の本人確認書類・印鑑）



ている人（戸籍から除かれた人を含む。）ただし、死亡した人、失う宣告を受けた人は対象としません。

■登録期間
事前登録の期間は申請受付日の翌日からです。

■事前登録に必要なもの
・登録する方の本人確認書類（運転免許証・パスポート・個人番号カード・顔写真入りの住民基本台帳カード等）
・代理人の場合は、代理人選任届及び登録する方と代理人の本人確認書類

・法定代理人の場合は、戸籍謄本等の資格を証明する書類及び登録する方と法定代理人の本人確認書類・印鑑

▼詳しくは、住民生活課 住民環境班（☎23—7714）まで

税の滞納は放置しないでください

一度差押えた財産については完納するまで解除しません

広

川町では、県および和歌山地方税回収機構と合同で、11月から12月を「滞納整理強化月間」と定め、滞納額の解消を図るために、納期限を過ぎても納税されない方に対して、給与や不動産など財産の差押等の滞納処分を強力に推進します。

まだ納付されていない方は、至急金融機関または税務課で納付してください。

何らかの事情で納付できない方は、未納のまま放置することなく、税務課までぜひ、ご相談ください。



また、昼間仕事の都合等の理由で役場へ来庁できない場合は、電話連絡をください。

■滞納を放置しておく

町税を滞納すると、納期限内に納付された納付者との公平性が確保できません。そのため、町では、公正・公平性を確保するため、督促や催告書により納付を促しても納付しない滞納者に対し、和歌山地方税回収機構と合同で、地方税法などに基づく預貯金、給与、不動産などの差押えを行うこととしています。

■地方税回収機構とは

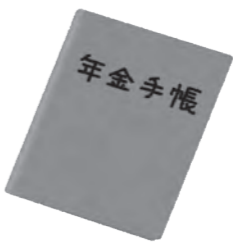
高額滞納税金の徴収を専門に行う組織で、滞納案件を町から引継ぎ、滞納者宅の搜索や不動産・預金・給与等差押、公売等の法的処分を行っている組織です。

▼詳しくは税務課 税務班（☎23—7734）まで

国民年金保険料控除証明書は申告時に必要です

国民年金保険料は、納めた保険料の全額が社会保険料控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

年末調整や確定申告の際に、社会保険料控除の適用を受けるためには、保険料を納めたことを証明する書類を添付することが義務付けられています。



11月上旬に社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されますので、申告を行うまで大切に保管してください。控除証明書が送られてこない場合は、和歌山西年金事務所までご連絡ください。

▼詳しくは、和歌山西年金事務所 国民年金課（☎073—447—1660）、ねんきん加入者ダイヤル（0570—003—004）まで

※時間帯によつてつながりにくい事があります。ご面倒ですが、何度かお問い合わせください。

申告まで大切に保管してください

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

親展
999-9999
〇〇県〇〇市
△△ △△ 様
お問い合わせ先等

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

証明日
歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

納付対象月欄
※「済」又は「見」で表示しています。

①納付済
②見込み額
③合計額

狩猟者の登録なしで狩猟した者は処罰されます

和歌山県の狩猟期間のお知らせ

■入山される皆様へのお願い

- ・入猟にあたっては、狩猟者に徹底した指導をしていますが、不慮の事故を防ぐために狩猟者に分かりやすい服装で山に入るなどして、十分に注意してください。
- ・狩猟者はワナの設置が分かるように標識を付けて架設します。ワナを見かけた場合は、危険防止のため、近づかず触らないようにしてください。

■その他

- ・狩猟者登録なしで狩猟した者は処罰（懲役または罰金）を受けます。



狩猟鳥獣の種類	狩猟期間
ニホンジカとイノシシ	令和元年 11月 1日～令和2年 3月 15日
その他の狩猟鳥獣	令和元年 11月 15日～令和2年 2月 15日

▶詳しくは、産業建設課 産業班（☎23—7764）まで